⚠ ご注意いただきたいこと

保険料の確定精算について

この保険契約は保険期間中の見込みの売上高または派遣料金（以下「保険料算出の基礎数値」といいます）を基に算出した暫定保険料によりご契約いただき、保険期間終了時に確定保険料との差額をご精算（確定精算）いただく契約方式（以下「確定精算方式」といいます）と、ご契約時に把握可能な最近の会計年度等（1年間）の保険料算出の基礎数値を基に算出した保険料によりご契約いただき確定精算を省略する契約方式のいずれかをご選択いただけます。

確定精算を省略する方式をご選択（「保険料確定特約」をセット）された場合には、以下の点にご注意ください。

・この特約をセットしたご契約の場合、ご契約時に把握可能な最近の会計年度等（1年間）の保険料算出の基礎数値を基に算出した保険料を払込みいただきます。
（注1）ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

・保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
・保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。
・保険料算出の基礎数値がご契約時に把握可能な最近の会計年度等（1年間）の保険料算出の基礎数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合には、この特約はセットできません。また、この場合においてこの特約をセットしたときには、確定精算が必要となります。
（注2）企業買収・部門売却等の予定がある場合（保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合）、季節的または一時的な営業期間を保険期間とするご契約には、この特約はセットできません。

・ご契約が保険期間中に解除・解約された場合（中途更改を含みます）には、普通保険約款・特別約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

万一、事故が発生した場合

〈万一、事故が発生した場合の手続き〉

・万一事故が発生した場合は、ただちに代理店・扱者または弊社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
・この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

〈示談にあたって〉

・タフビズ賠償総合保険には、ご契約者または被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。
賠償事故にかかわる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず弊社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ弊社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

あんしん24 受付センター

事故の場合は
事故が発生した場合は、ご契約の代理店・扱者または右記までご連絡ください。

0120-985024（携帯・PHS OK）
※おかけ間違いにご注意ください。
365日・24時間受付

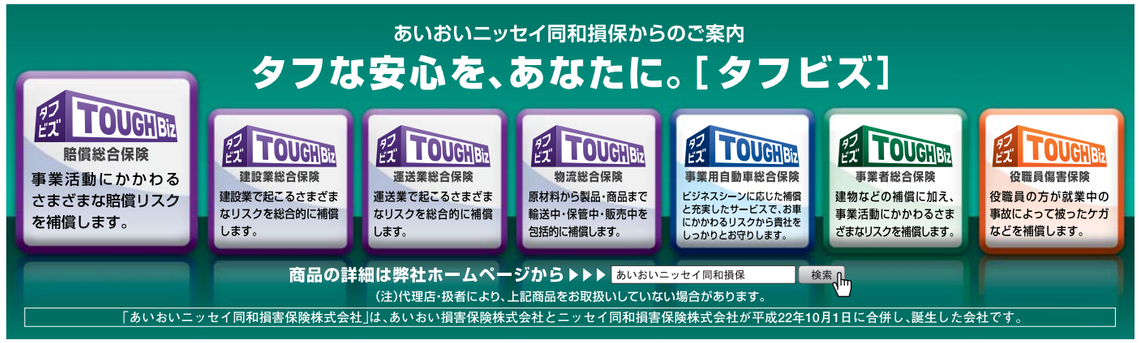

●このパンフレットは「タフビズ賠償総合保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意しておりますので、代理店・扱者または弊社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または弊社にお問合わせください。なお、保険料払い込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください（保険料を口座振替で払い込みいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合がございます）。お手続きの日より1か月経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。

●「タフビズ賠償総合保険」は「賠償総合保険」のペットネームです。

●契約取扱者が弊社代理店または社員の場合は、弊社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理（ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます）などの業務を行っております。したがいまして、弊社代理店または社員とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接ご契約いただいたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
TEL:03-5424-0101（大代表）
http://www.aioinissaydowa.co.jp/

● ご相談・お申込先

（101001） AA10C010608 DA10C010321 （33-199）

あいおいニッセイ同和損保
MS&AD INSURANCE GROUP

さまざまな賠償リスクに備えたい方に。 事業用

賠償総合保険 | 平成22年10月以降保険始期用

タフビズ TOUGH Biz

賠償総合保険

事業活動にかかわる さまざまな賠償リスクを補償します。

「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」は、あいおい損害保険株式会社とニッセイ同和損害保険株式会社が平成22年10月1日に合併し、誕生した会社です。

わが社の
賠償リスクに対する手当ては
大丈夫だろうか？

さまざまな賠償リスク

事業経営をとりまくさまざまな賠償リスクがあります。

例えば こんなリスクが…

施設・設備等に関連するリスク

業務遂行に関連するリスク

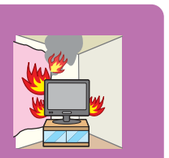

生産物に関連するリスク

事故発生時の対応

被害者の応急手当など事故発生時に必要になる費用があります。

例えば こんな費用が…

被害者の応急手当の費用

事故現場の後片づけ費用

訴訟等の対応

訴訟・和解・示談などには弁護士報酬のほかにもさまざまな費用がかかります。

例えば こんな費用が…

訴訟費用・弁護士報酬・和解・示談等の費用

意見書や鑑定書などの作成費用

解決

損害賠償金は場合によっては莫大な金額になることも…

企業経営にはさまざまなトラブルや悩みが尽きないもの

例えば、

法律 取引先と契約上のトラブルが発生した。法律問題を相談したい。

税務 事業承継にあたり、自社株評価や相続税について相談したい。

人事労務 従業員の賃金や雇用条件を見直したいがそんなときに活用できる助成金を知りたい。

しかし、よい相談相手がいないなあ…

タフビズ TOUGH Biz 賠償総合保険 なら、

多様な賠償リスクへの対応が可能です。また、損害賠償金はもちろん、さまざまな費用も補償します！

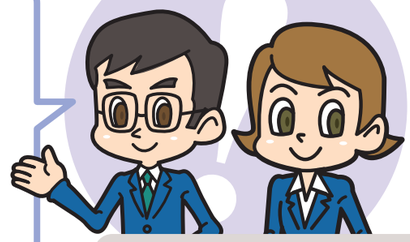

「施設・設備等に関連する賠償責任」「業務遂行に関連する賠償責任」「生産物に関連する賠償責任」を

ひとつの保険にまとめて補償します！

基本契約

必ずセットされる補償です。

賠償責任の補償

損害賠償金の補償のほか、事故発生時から解決までに必要な費用を幅広く補償します。

損害賠償金 ＋

- 損害発生拡大防止費用・求償権保全行使費用
- 緊急措置費用
- 初期対応費用
- 被害者治療費等
- 争訟費用・示談交渉費用
- 示談協力費用
- 訴訟対応費用

オプション

基本契約にセットしてご契約できます。

オプション補償

謝罪広告、事故再発防止のための費用や食中毒による休業損失の補償など、事業形態やニーズに応じて補償をプラスできます。

企業経営者の強い味方「経営セカンドオピニオン」がお役に立ちます！

法律に関するご相談 **税務に関するご相談** **人事労務に関するご相談** に専門家が電話でアドバイスします

- 平日13～17時（土日祝日、12/25～1/5を除きます）。
- サービスのご利用はご契約者（法人の場合は代表者）に限ります。

⚠
- サービスのご利用は、保険期間中メニュー（項目）ごとにそれぞれ5回までとなります。
- 保険金請求に関わる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- 既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。
- サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社がご提供します。
上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「賠償責任保険」普通保険約款・特別約款・特約集」でご確認ください。

さらにおトクな割引もご用意！

自動車保険フリート契約の優良割引率が20%以上※のお客さまにおトクな割引
- 自動車保険の保険会社を問いません
- 自動車安全管理状況の告知内容がすべて良好な場合に限ります

優良フリート割引 5%または10%割引

3台以上のお車を1保険証券でご契約し、自動車保険ノンフリート多数割引が適用され、全車が7等級以上※のお客さまにおトクな割引
- 自動車保険の保険会社を問いません
- 自動車安全管理状況の告知内容がすべて良好な場合に限ります

優良ノンフリート多数割引 5%割引

ISOやHACCP等を取得していれば、保険料を割引します。

ISO/HACCP等割引

食品衛生監視票の採点に応じて食中毒・特定感染症利益補償特約保険料を割引します。

施設の衛生管理状況などの割引

業務上災害の事故状況等に応じて使用者賠償責任補償特約保険料を割引します。

法定外補償規定割引

無事故割引、政府労災収支率による割引

※ タフビズ賠償総合保険のご契約締結日時点

Contents

STEP1 商品の全体像（お支払いするケース） P3
STEP2 補償内容の概要 P5
STEP3 保険料について P9
STEP4 補償内容の詳細 P11
STEP5 ご契約にあたってよくあるご質問 P17

商品の全体像（お支払いするケース）

Case 「タフビズ賠償総合保険」は、次のような事故の場合に保険金をお支払いします。

基本契約 P5

施設や設備等に関連する賠償責任の補償

施設・設備等に起因する事故

爆発事故が発生し、お客さまがケガをし、近所の家屋も破損させた。

調理場より出火した火災により、お客さまがケガをした。

エレベーターのドアが故障し、お客さまがドアに挟まれケガをした。

業務遂行に関連する賠償責任の補償

業務遂行に起因する事故

納品中、誤って他人にケガをさせた。

自転車で出前中に通行人にぶつかり、ケガをさせた。

空調機を取付中、誤って落とし、床を破損した。

業務の完了（引渡し）後に発生した業務の結果に起因する事故

階段のワックスが仕上げ終了後、ふき残しが原因で、通行人が転倒、ケガをした。

生産物に関連する賠償責任の補償

生産物に起因する事故

接続部の欠陥により、製造した電化製品から出火し、燃え移った建物が損傷した。

販売した飲食物がもとで、お客さまが食中毒を起こした。

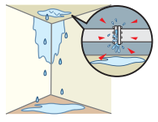

排水管の工事ミスにより、引渡し後に水漏れを起こした。

オプション P7

その他 事業形態やニーズに応じたさまざまな補償

謝罪広告や事故再発防止のための費用を補償

謝罪広告等費用・事故再発防止費用補償特約

広告宣伝活動による権利侵害によって被る賠償損害を補償

広告宣伝侵害補償特約

労災事故による従業員（被用者）や遺族の方に対する賠償損害を補償

使用者賠償責任補償特約
派遣労働者追加補償特約

食中毒・特定感染症による休業損失を補償

食中毒・特定感染症利益補償特約

業務用に借用した建物を偶然な事故により損壊した場合の貸主への賠償損害などを補償

借用不動産補償特約

自動セット 以下のケースは、自動的にセットされる補償でお支払いします。

給排水管等からの水漏れ等による財物の損壊
＜漏水補償＞

配管から水漏れがして、階下の他人の店舗を汚損させた。

お客さまから預かった携帯品の損害
〈来場者携帯品補償〉

レストランでお客さまから預かったコートを紛失した。※1

飲食店など、お客さまの来集を目的として不特定多数の人が頻繁に出入りする施設は、お客さまから預かった携帯品がなくなったり壊れたりした場合、不可抗力であったことを立証できない限り損害賠償責任を負担します。特に預かっていなくても、お客さまの携帯品が施設側の過失によってなくなったり壊れたりした場合も同様です（商法第594条）。※2

人格権の侵害
〈人格権侵害補償〉

店員が、お客さまを万引き犯と誤認して拘束してしまったが、無実であることが判明し、当人から人格権侵害で訴えられた。

他人の財物の使用不能による損害
〈使用不能損害補償〉

ビルの2階にある事務所で漏水事故を起こしてしまい、1階にある他人の店舗が水ぬれ回避のため、什器・商品を移動させた。什器・商品に損壊はなかったが、営業できなかったため収益が減少した。

生産物や業務の結果に起因する事故については、その生産物や業務の目的物自体に損壊が発生している場合のみ、お支払いの対象となります。

借用または受託した財物等の損害※3
〈管理財物一部補償〉
［施設内・工事場内・工事区間内に限ります］

事務所で使用するためリースしていたコピー機を誤って破損してしまった。

作業を行う対象物に発生した損害※4
〈管理財物一部補償〉

ビルの外壁の一部を補修中、工事対象の壁面の内壁を破損した。

建設用工作車に起因する事故
〈工事場内建設用工作車危険補償〉

工事現場で使用していたパワーショベルで誤って隣家の壁を破壊してしまった。

生産物の回収費用
〈リコール費用補償〉

製造した製品の欠陥が原因で対人事故が発生したため、その製品を回収した。

対人事故により法律上の損害賠償責任を負担した場合に限ります。※5

生産物・業務の目的物自体の損害
〈生産物・業務の目的物損壊補償〉

電化製品が欠陥により出火し、ヤケドを負った被害者から、製造業者が治療費を請求されると共に、電化製品自体の損害賠償も請求された。

生産物が一時的に国外に持ち出された際に発生した事故
〈国外一時持出品補償〉

製造したスーツケースの取っ手が海外旅行中に外れてしまい、反動でお客さまの足に当たりケガをした。被害者が帰国後に製造業者に損害賠償請求をした。

日本国内で損害賠償請求がなされた場合のみお支払いの対象となります。

※1 飲食店など不特定多数の人が集まる施設が対象となります。
※2 携帯品が貨幣や有価証券等の高価品であった場合は、お客さまがその種類と価額を明らかにしてはっきり告げて施設に預けたのでなければ、その携帯品の損害に対しては責任を負いません。
※3 持ち帰り修理品などの修理・加工を伴う受託物はお支払いの対象となりません。
※4 発注者からの支給資材はお支払いの対象となりません。
※5 「対物リコール費用補償特約」をセットすることにより、対象となる事故に対物事故を追加することができます。

「賠償責任」が発生したときの補償

タフビズ TOUGH Biz 賠償総合保険は、さまざまな事故やトラブルによって法律上の損害賠償責任[1]が発生したとき、事故発生から解決までに必要な損害賠償金の補償はもちろん、さまざまな費用も補償します。

基本契約　タフビズ賠償総合保険の基本契約の補償です。

施設や設備等に関連する賠償責任の補償

施設・設備等に起因する事故

支払限度額[2]：基本契約　の1事故支払限度額

業務遂行に関連する賠償責任の補償

業務遂行に起因する事故

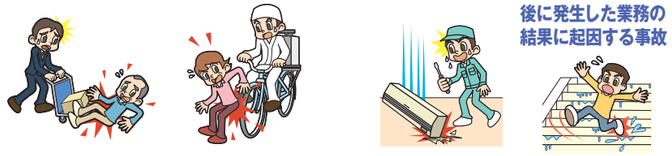

業務の完了（引渡し）後に発生した業務の結果に起因する事故

支払限度額：基本契約　の1事故支払限度額

生産物に関連する賠償責任の補償

生産物に起因する事故

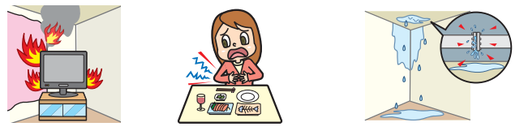

支払限度額：基本契約　の1事故支払限度額

（注）上記基本契約の1事故支払限度額、1事故自己負担額の設定については、P17『ご契約にあたってお読みいただきたいこと（4）基本契約の「1事故支払限度額」「1事故自己負担額」の設定について』をご参照ください。

補償内容の詳細は 11 ページ 1

自動セット　自動的にセットされる補償です。

給排水管等からの水漏れ等による財物の損害〈漏水補償〉

基本契約の1事故支払限度額

お客さまから預かった携帯品の損害〈来場者携帯品補償〉

1事故につき10万円限度（自己負担額[3] 3,000円）ただし、被害携帯品の時価（同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて算出した金額）が限度

人格権の侵害〈人格権侵害補償〉

被害者1名につき50万円
1事故および保険期間中500万円限度

他人の財物の使用不能による損害〈使用不能損害補償〉

1事故および保険期間中100万円限度

借用または受託した財物等の損害〈管理財物一部補償〉
［施設内・工事場内・工事区間内に限ります］

1事故および保険期間中1,000万円限度

作業を行う対象物に発生した損害〈管理財物一部補償〉

建設用工作車に起因する事故〈工事場内建設用工作車危険補償〉

基本契約の1事故支払限度額

生産物の回収費用〈リコール費用補償〉

1事故および保険期間中300万円限度

生産物・業務の目的物自体の損害〈生産物・業務の目的物損壊補償〉

1事故および保険期間中、基本契約の1事故支払限度額×3%が限度

生産物が一時的に国外に持ち出された際に発生した事故〈国外一時持出品補償〉

基本契約の1事故支払限度額

補償内容の詳細は 13 ページ 3 ～ 15 ページ 3

事故発生の際に適切な対応を行うための費用、訴訟・　和解・示談などの対応の費用をお支払いします。

事故発生の際に適切な対応を行うために

事故被害の拡大防止にかかった費用等

損害発生拡大防止費用・求償権保全行使費用

損害賠償金と合算して自己負担額を超過した額（基本契約の1事故支払限度額が限度）

応急手当や緊急措置に要した費用等

緊急措置費用※1

事故現場の後片づけ費用や見舞金等

初期対応費用※1

1事故および保険期間中50万円限度※2

被害者の治療費を負担したとき等

被害者治療費等※1

被害者1名につき、保険期間中50万円が限度

訴訟・和解・示談などの対応に

訴訟にかかった費用等

争訟費用・示談交渉費用

損害賠償金が基本契約の1事故支払限度額を超える場合は基本契約の1事故支払限度額の損害賠償金に対する割合を乗じてお支払いします

弊社に協力するため にかかった費用等

示談協力費用

基本契約の1事故支払限度額とは別にお支払いします

書類の作成など、訴訟に関する諸費用等

訴訟対応費用※1

1事故および保険期間中50万円限度

解決に向けて

治療費や修理代、慰謝料などの損害賠償金

基本契約等でお支払いする損害賠償金

補償内容の詳細は 11 ページ 1　13 ページ 2

さらに、オプション補償もセットできます。

※1 結果として法律上の損害賠償責任が発生しないことが判明した場合でもお支払いします。
※2 ただし、事故が他人の身体の傷害である場合は、慣習として支払った見舞金（香典を含みます）の費用は被害者1名につき10万円限度（見舞品の購入費用は被害者1名につき3万円限度）

用語のご説明

1 法律上の損害賠償責任

故意・過失などによって他人に損害を与えた場合、加害者は被害者に対してその損害を補償しなければなりません。これを法律上の損害賠償責任といいます。主なものに、加害者の不法行為に基づく賠償責任と債務不履行に基づく賠償責任があります。なお、故意による損害は、保険金のお支払いの対象にはなりませんのでご注意ください。

2 支払限度額

弊社が支払う保険金の限度額となります。損害賠償金や費用※3の額が支払限度額を超える場合には、超過分は被保険者の自己負担となりますのでご注意ください。

※3 損害発生拡大防止費用・求償権保全行使費用および緊急措置費用をいいます。なお、示談協力費用と争訟費用・示談交渉費用は1事故支払限度額とは別にお支払いします。

3 自己負担額

事故による損害の額のうち一定額を被保険者に負担していただくことになります。これを自己負担額といいます。申込書および保険証券では「免責金額」として記載しています。

●基本契約の1事故自己負担額の設定にかかわらず、自己負担額が「なし」となる上記基本契約の補償

「被害者治療費等」「初期対応費用」「訴訟対応費用」「人格権侵害補償」「使用不能損害補償」「管理財物一部補償（借用または受託した財物等の損害）」

「その他」

事業形態やニーズに応じたさまざまな補償

タフビズ TOUGH Biz 賠償総合保険 は
基本契約にプラスして、謝罪広告などの費用や食中毒を起こしてしまった間の休業補償など、事業形態やニーズにあわせて、最適なオプション補償を自由に選択できます。

オプション プラスできるオプション補償

（注）タフビズ賠償総合保険の特約として、さまざまな特約をお選びいただけます（別に定める保険料を払込みいただくことでセットできる特約です）。

❑謝罪広告等費用・事故再発防止費用補償特約

1事故および保険期間中1,000万円限度（自己負担額なし）

謝罪広告や事故再発防止のための次の費用を補償します。

①謝罪広告等費用

補償の対象となる偶然な事故が発生し、他人の生命・身体もしくは財物に損害を与えた場合※1に、記名被保険者[4]が顧客または取引先に対して謝罪広告のために支出した次の費用※2をお支払いします。

・謝罪広告費用
・謝罪訪問のための交通費および宿泊費
・事業休止および事業再開予定の広告費用
・記者会見に要するマスコミ対応費用
・顧客等に対して適切な対応をするために外部の専門家に対して支払うコンサルティング費用

②事故再発防止費用

補償の対象となる偶然な事故が発生し、かつ、他人の生命・身体もしくは財物に損害を与え、**記名被保険者が顧客または取引先に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合**に、事故再発防止のために支出した次の費用※2をお支払いします。

・事故再現実験費用（事故原因調査費用・事故後の事故に関連する対象製品の改善を目的とする実験費用を含みます）
・事故内容開示広告費用
・事故再発防止への取組みを表明するための広告費用・事故再発防止のために外部の専門家に対して支払うコンサルティング費用および記名被保険者の使用人に対して実施する外部の専門家による研修費用

※1 結果として、法律上の損害賠償責任が発生しないことが判明した場合でもお支払いします。
※2 費用の支出については、弊社の同意を得たものに限ります。

補償内容の詳細は 15 ページ 4 →

❑広告宣伝侵害補償特約

被害者1名につき50万円、1事故および保険期間中500万円限度（自己負担額なし）

施設や業務の遂行に起因して、保険期間中に記名被保険者または記名被保険者のために第三者が行った「広告宣伝活動による権利侵害[5]」により、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に補償します。

補償内容の詳細は 15 ページ 5 →

❑対物リコール費用補償特約

この特約をセットすることにより、基本契約に必ずセットされるリコール費用補償で対象となる事故に対物事故を追加します。

補償内容の詳細は 15 ページ 6 →

❑拡張補償増額特約

この特約をセットすることにより、初期対応費用、訴訟対応費用、人格権侵害補償、使用不能損害補償の支払限度額を増額できます。

❑使用者賠償責任補償特約

基本契約の1事故支払限度額（自己負担額なし）

労災事故による被用者（記名被保険者である事業主・下請負人の従業員、下請負人自身※3の方をいいます）への賠償損害を補償します。

被用者の業務上災害※4について、記名被保険者に法律上の損害賠償責任が発生し、下記に該当する場合に保険金をお支払いします。

・政府労災保険等により給付が決定された場合に限ります。給付の決定がされない場合は、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

損害賠償金に相当する額が下記①から④の合算額を超える場合に、その超過額がお支払いの対象となります。

①政府労災保険等により給付されるべき金額（特別給付金を含みません）
②自動車損害賠償保障法に基づく責任保険等により支払われるべき金額
③記名被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その規定に基づき記名被保険者が支払うべき金額
④記名被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、労働災害総合保険契約等により支払われる金額

※3 下請負人自身については、政府労災保険の特別加入者に限ります。
※4 業務上災害（被用者が業務上の事由または通勤により被った身体の障害）の認定は、政府労災保険の認定に従います。

❑派遣労働者追加補償特約

（使用者賠償責任補償特約にセット可能です）

派遣労働者（労働者派遣契約により記名被保険者が受け入れている労働者をいいます）を被用者に追加する特約です。

補償内容の詳細は 15 ページ 7 →

❑食中毒・特定感染症利益補償特約

食中毒・特定感染症[6]による休業損失を補償します。

記名被保険者の営業が食中毒・特定感染症によって休止または阻害された場合の減少した営業利益や営業休止中の従業員の給料等の経常費および収益減少防止費用[7]を補償します。

お支払いする保険金＝収益減少額（前年同時期との対比で減少した収益の額）
×直近の事業年度の利益率[8]
－付保経常費のうち支出を免れた費用
＋収益減少防止費用

（注）食中毒・特定感染症利益補償特約の保険金額の設定にあたっては、P17をご参照ください。

補償内容の詳細は 16 ページ 8 →

❑借用不動産補償特約

賠償責任補償条項：ご契約の1事故支払限度額（自己負担額なし）　修理費用補償条項：1事故300万円限度（自己負担額3,000円）

業務に使用するために借用する建物（借用不動産）が偶然な事故により損壊した場合の、貸主への法律上の損害賠償責任を負担することによる損害や、修理費用を補償します。

賠償責任補償条項 記名被保険者の責めに帰すべき偶然な事故により借用不動産が損壊し、借用不動産の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

修理費用補償条項 偶然な事故により借用不動産に損害が発生し、法律上の損害賠償責任は発生しないが、記名被保険者が貸主との賃貸借契約に基づいて自己の費用で損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用を補償します。

補償内容の詳細は 16 ページ 9 →

用語のご説明

4 記名被保険者
保険証券および申込書の被保険者欄に記載された被保険者（補償の対象となる方）をいいます。

5 広告宣伝活動による権利侵害
テレビ・ラジオ・新聞・雑誌・看板により不特定多数の人に対して、記名被保険者の商品、サービスまたは事業活動に関する情報の提供を行うことに起因する名誉毀損またはプライバシーの侵害・著作権の侵害行為をいいます。

6 特定感染症
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める1類感染症、2類感染症および3類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう（天然痘）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血熱大腸菌感染症（O-157等）、腸チフス、パラチフス）をいいます（指定感染症および新感染症を含みます）。
［平成22年8月1日現在］

7 収益減少防止費用
支払期間内において、営業収益の減少の発生および拡大の防止のために支出した必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。

8 利益率
営業利益と付保経常費の合計の額を営業収益（売上高等）で除した率をいいます。

割引制度をご利用いただくと、保険料がおトクになります。

自動車の安全管理および自動車保険の良好なリスク状況に対して適用される割引

優良フリート割引

10台以上のお車を契約されている自動車保険フリート契約者で、弊社で定める「自動車安全管理状況」の告知内容がすべて良好な場合に優良割引率に応じて割引を適用します。

ポイント 保険料が最高10%割引になります！

ポイント 自動車保険の保険会社を問いません！
（注）共済を除きます。

記名被保険者が自動車保険のフリート契約者で、タフビズ賠償総合保険の契約締結日時点で適用されているフリート契約の優良割引率が20%以上の場合は5%の割引、40%以上の場合は10%の割引を適用します。

ご提出いただく書類　弊社所定の告知書をご提出いただきます。

優良ノンフリート多数割引

3台以上のお車を1保険証券で契約し、自動車保険ノンフリート多数割引が適用されている契約者で、弊社で定める「自動車安全管理状況」の告知内容がすべて良好な場合に割引を適用します。

ポイント 保険料が5%割引になります！

ポイント 自動車保険の保険会社を問いません！
（注）共済を除きます。

記名被保険者が3台以上のお車を1保険証券で契約している自動車保険ノンフリート多数割引が適用されている契約者で、タフビズ賠償総合保険の契約締結日時点で全車が7等級以上の場合に、5%の割引を適用します。

ご提出いただく書類　弊社所定の告知書をご提出いただきます。

品質・環境・食品安全管理等の取組みに対して適用される割引

ISO/HACCP等割引

ISO[9]やHACCP[10]等を取得していれば、割引を適用します。

タフビズ賠償総合保険の保険契約締結日時点で、次のいずれかの条件を満たしている場合

タフビズ賠償総合保険の保険料を **20%割引**

ご提出いただく書類　認証状（または認証書）等のコピー

（1）保険契約締結日時点で、下記いずれかの認証を取得済の企業
①ISO9000シリーズ　②ISO14000シリーズ　③ISO22000シリーズ
④HACCP　⑤エコアクション21　⑥環境プランナー報告書
⑦エコステージ（エコステージレベル1～4認証が対象。エコステージ宣言は対象外）

（2）保険契約締結日時点で、上記（1）①～④の認証は取得前であるが、取得取組済の企業
ただし、下記の準備完了（下記のマニュアル等が完備し、内部監査が終了済みであること）を条件とします。
①ISO9000シリーズ＝「品質マニュアル」作成
②ISO14000シリーズ＝「環境管理マニュアル」作成
③ISO22000シリーズ＝「食品安全マニュアル」作成
④HACCP＝「導入プラン、導入スケジュール」策定

食品衛生監視票の採点状況に対して適用される割引

食中毒・特定感染症利益補償特約のみ

施設の衛生管理状況などの割引

食品衛生監視票の採点に応じて割引を適用します。

ご提出いただく書類　保健所から交付された食品衛生監視票のコピー

業務上災害の事故状況等に応じて適用される割引

使用者賠償責任補償特約のみ

法定外補償規定割引

法定外補償規定[11]を定めている場合、その死亡給付額に応じて割引を適用します。

ご提出いただく書類　法定外補償規定のコピー

無事故割引、政府労災収支率による割引

政府労災保険において、1年間無事故のときや、メリット収支率[12]に応じて割引を適用します。

① 無事故割引※　弊社継続契約では前年度契約が無事故であった場合、弊社初年度契約では政府労災保険の直近1年間が無事故であった場合、割引を適用します。

② 政府労災収支率による割引※　弊社初年度契約では政府労災保険の保険年度におけるメリット収支率に応じて割引を適用します。

※ 初年度契約については、使用者賠償責任補償特約の保険料に応じて、無事故割引または政府労災収支率による割引のいずれかを適用します。

ご提出いただく書類　労災保険率決定通知書（継続事業用）または改定確定保険料決定通知書（有期事業用）のコピー

用語のご説明

9 ISO
電気分野を除く工業分野の国際的な標準である国際規格を策定する国際標準化機構をいい、同機構が策定した国際規格として保険の割引の対象となるのはISO9000シリーズ（品質マネジメントシステム）、ISO14000シリーズ（環境マネジメントシステム）、ISO22000シリーズ（食品安全マネジメントシステム）があります。

10 HACCP
食品の原料の受け入れから製造・出荷までのすべての工程において、あらかじめ危害を予測し、その危害の発生を防止するための重要ポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法をいい、国のHACCP認証といわれる「総合衛生管理製造過程承認制度」による認証のほか、自治体、業界団体、民間などの認証機関によるものがあります。

11 法定外補償規定
被保険者が被用者に対して、政府労災保険等の給付の他に一定の労働災害補償を行う旨を定めているものをいい、下記のすべての要件を満たしているものをいいます。また、労働協約、就業規則、告示、内規等形式および名称を問いません。
ア.対象とする被用者の範囲を明示していること
イ.対象とする労働災害の範囲、給付範囲とする身体の障害および給付金額を明示していること
ウ.被用者に公表および周知されていること
エ.弊社の求めに応じ規定の写しを提出できること

12 メリット収支率
（政府）労災保険率は、事業の種類ごとに定められています。さらに、一定規模以上の事業については、個々の事業ごとにその事業の収支率に応じて、一定の範囲内で労災保険率または保険料額を上下させ、事業主の労働災害防止努力を促進しようとする制度が設けられていますが（メリット制）、基準となる3月31日においてその連続する三保険年度の間におけるその事業の一般保険料の額から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額に調整率を乗じて得た額と、業務災害に係る保険給付および特別支給金の額との割合により算出される収支率をいいます。

賠償責任保険普通保険約款、事業所・団体包括特別約款、事業所包括賠償責任補償特約、その他主な特約の補償内容（お支払いする保険金および費用保険金等）をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

1 基本契約

1－1. 基本契約（賠償責任保険普通保険約款、事業所・団体包括特別約款、事業所包括賠償責任補償特約）の補償内容

保険金をお支払いする場合

下記の事故により、他人に身体の障害を発生させたこと、または他人の財物を損壊させたことにより、被保険者（補償の対象となる方）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

（1）施設・設備に起因する事故
被保険者が保険証券記載の業務遂行のために所有、使用または管理する施設・設備自体（以下「施設」といいます。エレベーター・エスカレーターを含みます）の構造上の欠陥または管理上の不備に起因する偶然な事故

（2）業務遂行に起因する事故
保険証券記載の業務（請負作業を含みます）の遂行に起因する偶然な事故

（3）生産物に起因する事故
被保険者が製造、販売した保険証券記載の財物（以下「生産物」といいます）が他人（お客さま等）に引き渡された後に発生した、その生産物の欠陥※等（取扱説明書の説明不備を含みます）に起因する偶然な事故

（4）業務の結果に起因する事故
保険証券記載の業務が終了した後（引渡しがある仕事の場合は引渡後。以下「業務の結果」といいます）に発生した、その業務の欠陥※等に起因する偶然な事故

※この保険において「欠陥」とは、通常有すべき安全性を欠いていることをいいます。生産物または業務の結果が本来の機能を果たさないもしくは注文と異なる等により被保険者が負担する修理費・取替費用等は、補償対象となりません。

お支払いする保険金の額

1事故につきお支払いする保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される「1事故支払限度額」が限度となります。

保険金の額 ＝ ①法律上の損害賠償責任の額 ＋ ②損害発生拡大防止費用・求償権保全行使費用 ③緊急措置費用 － 基本契約の自己負担額（免責金額）

上記①②③の保険金のほか、④示談協力費用、⑤争訟費用・示談交渉費用についてもお支払いします。

①法律上の損害賠償責任の額（以下「損害賠償金」といいます）
次の身体障害事故または財物損壊事故の相手方の損害額に被保険者側の過失割合を乗じた額をいいます。
・身体障害（対人）事故：治療費、慰謝料、逸失利益等
・財物損壊（対物）事故：修理代等

（注）左記（3）（4）（以下「生産物事故」といいます）により保険金をお支払いした場合は、生産物事故に対する「保険期間中総支払限度額」が減額されます。

②損害発生拡大防止費用・求償権保全行使費用※1
事故発生の後、損害の発生または拡大の防止および他人に対する求償権の保全もしくは行使のために要した必要または有益な費用をお支払いします。

（注）製品・商品の欠陥を知った後、対人事故が発生する前にその製品を回収する費用など、原因となる事故の防止費用は対象となりません。

③緊急措置費用※1
応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用、および支出につき弊社の書面による同意を得た費用をお支払いします（結果として、損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いします）。

④示談協力費用※2
被保険者が弊社の求めに応じ、弊社に協力するために直接要した費用をお支払いします。

⑤争訟費用・示談交渉費用※2
被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために、弊社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用または示談交渉に要した費用をお支払いします。

※1 その実費につき、①の額と合算して、自己負担額を超過した額を、1事故支払限度額を限度に、お支払いします。
※2 1事故支払限度額とは別に、実費をお支払いします。ただし、⑤については、①の額が1事故支払限度額を超える場合は、1事故支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。

共通 保険金をお支払いできない主な場合

【次の事由によって生じた事故による損害】
- ご契約者または被保険者の故意
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾
- 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波

【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】
- 被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 他人との約定により加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊による損害賠償責任
- 排水または排気（煙を含みます）に起因する損害賠償責任
- 施設の屋根、扉、窓、通風孔等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 航空機、自動車（工事場内建設用工作車を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 施設外における船、車両（原動力が専ら人力である場合を除きます）または動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次のいずれかに該当する損害賠償責任
  （1）土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂くずれに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊に起因する損害賠償責任
  （2）土地の軟弱化もしくは土砂の流出、流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます）、その収容物または土地の損壊に起因する損害賠償責任
  （3）地下水の増減に起因する損害賠償責任
- じんあいまたは騒音に起因する損害賠償責任
- 被保険者の使用人、下請負人またはその使用人が業務中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 生産物または業務の目的物自体の損壊に対して負担する損害賠償責任
- 故意または重大な過失により、法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った業務の結果に起因する損害賠償責任
- 業務の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任
- 被保険者相互間の損害賠償責任
- 原子核または原子核の崩壊もしくは分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害（賠償責任保険追加特約）
- アスベストまたはその代替物質の有害性に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約）
- 汚染物質の排出、流出、溢出または漏出に起因する損害賠償責任（汚染物質の排出、流出、溢出または漏出が急激かつ偶然なものである場合を除きます）（賠償責任保険追加特約）
- LPガスの販売業務の遂行またはその結果によって生じた事故に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約）
- 石油、重油等の石油物質が保険証券記載の施設から海、河川、湖沼、運河へ流出したことに起因する損害賠償責任（ただし、対人事故は除きます）
- 生産物に起因する事故または業務の結果に起因する事故による身体の障害について、身体の障害を被った被害者の労働能力の喪失または減少によって、被害者の属する企業、法人等に与えた損失について被保険者が負担する損害賠償責任
- 生産物がその意図された効能を発揮しなかったことに起因する損害（生産物が、薬事法第2条に規定する医薬品、医薬部外品または医療機器、農薬取締法第1条の2に規定する農薬、食品衛生法第4条に規定する食品の場合に適用します）

【次の専門職業に起因する損害賠償責任】
（1）疾病の治療・軽減・予防、診察、診断または療養の方法の指導・矯正、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せん等の作成・交付等の医療行為または美容整形、医学的堕胎、助産もしくは採血その他医師もしくは歯科医師が行うのでなければ人体に危害を生じるおそれがある行為
（2）医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示
（3）あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復
（4）整体、全身調整法またはカイロプラクティック
（5）弁護士、司法書士、行政書士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士その他法令に資格内容が規定され、かつ、無資格者に対する罰則が規定されている専門的職業行為

【次の危険な運動に起因する損害賠償責任】
（1）山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものまたはフリークライミングを含むロッククライミング）
（2）スカイダイビング
（3）気球
（4）ラフティング
（5）バンジージャンプ
（6）スキューバダイビング

【次の理容・美容業務に起因する損害賠償責任】
●ご希望されるお客さまにかぎり、補償対象とすることができます。
（1）頭髪の長さ、髪型、髪の傷み等
（2）身体（頭部から足先までの身体全体をいいます）の湿疹、かぶれまたは肌荒れ
（3）使用用具の消毒不足等によって発症した感染症その他の疾病
（4）手技により、または化粧品（アロマオイルを含みます）、機器等を使用して行う美顔術、メイクアップ、脱毛、痩身法およびこれらに類似の業務
（5）垢すり、アロマテラピー、ネイルケア（爪の整形、処理、カラーリング、リムーバー、パック、付け爪、角質取り、ハンドマッサージおよびこれらに類似の業務をいいます）、まつげパーマ、アートメイクおよびこれらに類似の行為の遂行

【薬事法第2条に規定する医薬品、医薬部外品もしくは体内に移植された医療機器（以下「医薬品等※」といいます）または業務に起因する損害賠償責任】
※「医薬品等」には、次の物質が医薬品等の原材料、成分等医薬品等の一部を構成する物質として使用された場合を含みます。
（1）医薬品等のうち、臨床試験（薬事法第14条もしくは同法第19条の2または同法第23条において準用される同法第14条の規定による承認を受けるために行う臨床試験をいいます）に供される物
（2）臨床試験
（3）人または動物の妊娠に関係する医薬品等（避妊薬、流産防止剤、陣痛促進剤、妊娠促進剤等）
（4）DES（ジエチルスチルベストロール系製剤）
（5）トリアゾラム
（6）L-トリプトファン
（7）体内移植用シリコーン

【次のいずれかに該当する症状または事由に起因する損害賠償責任】
（1）後天性免疫不全症候群
（2）後天性免疫不全症候群の病原体に感染していることにより生じたあらゆる種類の身体の障害（後天性免疫不全症候群の病原体に感染していることが、その身体の障害の発生の一因になっている場合を含みます）
（3）クロラムフェニコール系製剤によるとする血液障害
（4）アミノグリコサイド系製剤によるとする聴力障害
（5）筋肉注射によるとする筋拘縮症
（6）キノホルムによるとするスモン
（7）血糖降下剤によるとする低血糖障害
（8）妊娠の異常（流産、早産、死産等をいい、直接母体に与えた障害は含みません）、卵子の損傷、胎児の身体の障害、異常もしくは損傷または生まれた子の先天的な異常もしくは身体の障害
（9）被保険者が製造または販売した医薬品等が、他の有体物の原材料または成分として使用された場合において、その有体物自体に生じた財物の損壊
（10）肝炎

【既に提起されている訴訟において原因とされたものと同一の原因または事由による損害賠償責任】
保険契約締結時において、医薬品等を製造または販売（輸入販売を含みます）する者であって被保険者以外の者に対して、既に、医薬品等によって生じた身体の障害または財物の損壊について損害賠償を求める訴訟が提起されていた場合は、被保険者がその事実を知っていたと否とを問わず、その訴訟において原因であるとされたものと同一（実質的に同一であると判断できる合理的な理由がある場合には、同一とみなします）の原因または事由　など

1－2. 自動的にセットされる事業所包括賠償責任補償特約の補償内容

特約の主な概要は次のとおりです。

			保険金をお支払いする場合 お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
基本契約	2	被害者治療費等補償	施設・業務遂行・生産物・業務の結果に起因する事故により、他人の身体の障害が発生し、被保険者が治療費用または葬祭費用を弊社の同意を得て支払うことによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、次のいずれにも該当する場合に限ります。 ・被保険者が、被害者に対して支払った治療費用または被害者の遺族に対して支払った葬祭費用であること。 ・被保険者が、事故が生じた日から1年以内に支出した治療費用または葬祭費用であること。 （注）この保険金は、法律上の損害賠償責任が発生しなくてもお支払いしますが、法律上の損害賠償責任を負担して基本契約の保険金が支払われる場合には、この条項の保険金は基本契約の損害賠償金に充当します。 **支出した次の①・②の費用** 被害者1名につき、保険期間中50万円が限度となります。ただし、被害者1名あたりの支払限度額とは別に基本契約の支払限度額が限度となります。 自己負担額はありません。 ①治療費用：医師による治療を受けた場合に要した費用（移送、入院、手術、レントゲン費用等、医師による治療のために必要な費用を含みます）に限ります。 ②葬祭費用：葬祭費用に限ります。香典、花代、弔電費用等は含みません。	●治療費用または葬祭費用を受け取るべき者（被害者を含みます）の故意による損害。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金をお支払いできないのはその者が受け取るべき金額に限ります。 ●ご契約者、被保険者または治療費用もしくは葬祭費用を受け取るべき者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ●被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為による損害 ●被害者の心神喪失による損害 ●被害者の妊娠、出産、早産または流産・被害者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、保険金を支払うべき身体の障害の医師による治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。 ●運動競技に参加している者が被った身体の障害に起因する損害 ●保険適用地域外で発生した身体の障害に起因する損害 など 共通 保険金をお支払いできない主な場合 もご覧ください。
		初期対応費用補償	事業所・団体包括特別約款およびセットされた特約（この特約以外のものを含みます）の補償の対象となる偶然な事故が国内で発生した場合に、被保険者が緊急的に対応した費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による損害賠償責任に関する争訟の解決について必要かつ有益な費用を弊社の同意を得て支払うことによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 （注）結果として、法律上の損害賠償責任が発生しないことが判明した場合でもお支払いします。 **支出した次の①～⑧の費用** 1事故および保険期間中50万円が限度となります。ただし、⑧の費用は被害者1名につき10万円が限度（見舞品の購入費用は被害者1名につき3万円が限度）となります。 自己負担額はありません。 ①事故現場の保存費用（事故現場の保存のために営業を中断した場合の逸失利益は含みません） ②事故現場の写真撮影費用 ③事故状況調査・記録費用 ④事故原因調査費用（応急的に事故原因を調査する場合に限ります） ⑤事故現場の後片づけ・清掃費用 ⑥被保険者の使用人を事故現場に派遣するために必要な交通費または宿泊費 ⑦通信費 ⑧事故が他人の身体の障害である場合は、その事故について被保険者が慣習として支払った見舞金（香典を含みます）または見舞品の購入費用	共通 保険金をお支払いできない主な場合 をご覧ください。
		訴訟対応費用補償	第三者から被保険者に対して日本の裁判所に提起された損害賠償金の支払を求める訴訟（訴訟、仲裁、和解または調停をいいます）について、被保険者が支出した下記の費用のうち、必要かつ有益な費用を、弊社の同意を得て支払うことによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、次の条件に該当する場合に限ります。 ・被保険者がその訴訟において主張されている法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害が、この保険契約により支払対象となる訴訟であること。 （注）結果として、法律上の損害賠償責任が発生しないことが判明した場合でもお支払いします。 **支出した次の①～⑥の費用** 1事故および保険期間中50万円が限度となります。 自己負担額はありません。 ①意見書または鑑定書作成のために必要な費用 ②外注コピーの費用 ③増設コピー機の賃借費用 ④事故等再現実験費用（事故原因調査費用を含み、事故後の製品開発等を目的とする実験費用は含みません） ⑤相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用 ⑥被保険者の使用人に対して支払う超過勤務手当、交通費、宿泊費または臨時雇用費	共通 保険金をお支払いできない主な場合 をご覧ください。
基本契約	3	使用不能損害補償	施設・業務遂行・生産物・業務の結果に起因する事故により発生した、物理的損壊を伴わない他人の財物の使用不能損害について、法律上の損害賠償責任をその財物について正当な権利を有する者に対し、負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、その使用不能損害が発生した最初の日からその日を含めて30日以内に生じたものに限ります。 **1－1. 基本契約でお支払いする①～⑤の保険金** 1事故および保険期間中100万円が限度となります。 自己負担額はありません。 （注）保険金をお支払いした場合は、それ以降の「保険期間中総支払限度額」が減額されます。	（1）使用不能損害を被った財物について正当な権利を有する者が事故の発生を知らなかった期間に生じた使用不能損害 （2）生産物または業務の結果に起因する事故についての次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害 ・生産物または業務の目的物自体の使用不能損害に起因する損害賠償責任 ・生産物または業務の目的物自体の損壊を伴わない他の財物の使用不能損害に起因する損害賠償責任 など 共通 保険金をお支払いできない主な場合 もご覧ください。
基本契約	3	漏水補償	施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 **1－1. 基本契約でお支払いする①～⑤の保険金** 基本契約の1事故支払限度額が限度となります。	共通 保険金をお支払いできない主な場合 をご覧ください。
基本契約	3	来場者携帯品補償	施設内で、来場者が所持する携帯品が、保険期間中に損壊または紛失し、もしくは盗取されたことにより、携帯品について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 **1－1. 基本契約でお支払いする①～⑤の保険金** 1事故につき10万円が限度となります。ただし、被害携帯品の時価（同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて算出した金額）が限度となります。 自己負担額は3,000円となります。	●被保険者もしくはその代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任 ●被保険者の使用人が所有し、または私用する財物が損壊または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する損害賠償責任 ●来場者の自動車またはその積載物が損壊または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する損害賠償責任 など 共通 保険金をお支払いできない主な場合 もご覧ください。

			保険金をお支払いする場合 お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
基本契約	3	管理財物一部補償	被保険者が所有、使用または管理する財物のうち、次の管理財物の損壊に起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ①被保険者が他人から借用または受託した財物（所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物およびレンタルまたはリース等による物を含みます。以下「借用・受託財物」といいます）について、施設内、工事場内および工事区間内にある間に生じた損害 ②被保険者が作業を行う対象物（以下「作業対象物※」といいます）に生じた損害 ※作業対象物は、下記のものをいいます。 a.設備工事・増築工事・機械据付工事等の場合…既存建物 b.配管工事の場合…既存配管 c.清掃・点検・修理・操作の場合…作業の対象物件 ・上記①の損害：**1－1. 基本契約でお支払いする①～⑤の保険金** 1事故および保険期間中1,000万円が限度となります。自己負担額はありません。 ・上記②の損害：**1－1. 基本契約でお支払いする①～⑤の保険金** 基本契約の1事故支払限度額が限度となります。	（1）左記①および②の管理財物であっても、次のものに該当する場合は、お支払いできません。 ・業務の目的物※ ・被保険者が所有する財物 ・施設外、工事場外、工事区間外にある借用・受託財物 ・発注者からの支給資材 ・運送、荷役、撤去または移設の目的物および寄託契約に基づく受託物（修理または加工を目的とする受託物を含みます） ・他人から借用する不動産 ※業務の目的物とは、下記のものをいいます。 a. 建設工事の場合…発注者に引き渡されるべき工事目的物 b. 建設工事以外の場合… 業務の目的物そのものをいい、請負契約における作業の対象物は含みません。 （2）借用・受託財物（左記①）については、次の事由に起因する損害はお支払いできません。 ・借用・受託財物について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された財物の損壊 ・借用・受託財物に対する修理または加工作業により生じた財物の損壊 ・電気的または機械的な原因により生じた借用・受託財物の損壊 ・汚損、すり傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外形上の損傷であって、借用・受託財物の機能に直接関係のない損壊 ・電球等の管球類、潤滑油・燃料等の運転資材またはタイヤ等の消耗品に単独に生じた損壊 ・借用・受託財物の使用不能 （3）作業対象物（左記②）については、次の事由に起因する損害は、お支払いできません。 ・作業を行った箇所について、作業の拙劣（錯誤による場合を含みます）により生じた部分の損害。ただし、火災または爆発による損害が生じた場合は、保険金をお支払いします。 など 共通 保険金をお支払いできない主な場合 もご覧ください。
		工事場内建設用工作車危険補償	施設内、工事場内、工事区間内※において、被保険者が所有、使用、管理するブルドーザ、パワーショベル等の建設用工作車に起因して対人、対物事故が発生し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ※工事場、工事区間とは、主たる業務（工事）を行っている場所で、その間は、不特定多数の人が出入りすることを禁止されている場所をいいます。工事区間の道路上の作業危険も補償の対象となりますが、公道走行中は補償の対象となりません。 **1－1. 基本契約でお支払いする①～⑤の保険金** 基本契約の支払限度額が限度となります。 （注）自賠責保険等（責任共済を含みます。以下同様とします）※および自動車保険等（自動車共済を含みます）により支払われるべき金額の合算額が自己負担額より大きい場合は、その合算額が自己負担額として適用されます。 ※自賠責保険等を締結すべき建設用工作車が自賠責保険等に加入していない場合は、自賠責保険等から支払われる金額に相当する額とします。	共通 保険金をお支払いできない主な場合 をご覧ください。
基本契約	3	リコール費用補償	生産物または業務の結果に起因する対人事故が発生し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合は、生産物または業務の目的物の回収、検査、修理、交換等の費用を負担したことにより被った損害に対して、保険金をお支払いします。 **1－1. 基本契約でお支払いする①～⑤の保険金** 1事故および保険期間中300万円が限度となります。 （注）保険金をお支払いした場合は、それ以降の「保険期間中総支払限度額」が減額されます。	共通 保険金をお支払いできない主な場合 をご覧ください。
基本契約	3	国外一時持出品補償	製造・販売した生産物に起因する事故が、一時的な日本国外での使用中※に発生した場合に、保険金をお支払いします。 ※生産物の使用者（被保険者自身を除きます）が、日本国内に所在している生産物を日本国外に持ち出し、日本国外でその生産物の使用目的に従って使用した後その生産物の性状または機能を変えることなく再び日本国内に持ち帰ることをいいます。 **1－1. 基本契約でお支払いする①～⑤の保険金** 基本契約の支払限度額が限度となります。 （注）保険金をお支払いした場合は、それ以降の「保険期間中総支払限度額」が減額されます。	●被保険者に対する損害賠償請求が日本国外の裁判所に提起された場合 など 共通 保険金をお支払いできない主な場合 もご覧ください。
基本契約	3	生産物・業務の目的物損壊補償	製造・販売した生産物または業務の結果に起因する対人または対物事故が発生したことによって、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に、その生産物または業務の目的物の損壊自体について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 **1－1. 基本契約でお支払いする①～⑤の保険金** 1事故および保険期間中、基本契約の1事故支払限度額×3%が限度となります。 （注）保険金をお支払いした場合は、それ以降の「保険期間中総支払限度額」が減額されます。	共通 保険金をお支払いできない主な場合 をご覧ください。

補償内容の詳細

次のようなステップで、ご説明しています。

		保険金をお支払いする場合 お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
基本契約	3 人格権侵害補償	被保険者が所有、使用もしくは管理する施設または業務の遂行に起因して、保険期間中に、記名被保険者または被保険者以外の者が行った次の不当な行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ・不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損・口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害 **1 −1. 基本契約でお支払いする①〜⑤の保険金** 被害者1名につき50万円、1事故および保険期間中500万円が限度となります。 自己負担額はありません。	●被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます）に起因する損害賠償責任 ●被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任 ●最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任 ●事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任 ●被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任　など 共通 保険金をお支払いできない主な場合 もご覧ください。

2 任意でセットできる特約と補償内容

別に定める保険料を払込みいただくことによりセットできる主な特約とその概要は下記のとおりです。

		保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
プラスできるオプション補償	4 謝罪広告等費用・事故再発防止費用補償特約	事業所・団体包括特別約款およびセットされた特約の補償の対象となる偶然な事故が国内で発生し、かつ、対人事故または対物事故が発生した場合に、記名被保険者（保険証券および申込書の被保険者欄に記載された被保険者をいいます。以下同様とします）が負担した次の費用のうち弊社の同意を得たものに対して、保険金をお支払いします。 ①謝罪広告等費用　顧客または取引先に対する謝罪広告のために要した費用 ②事故再発防止費用　顧客や取引先に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に、事故再発防止のために要した費用 （注）①については、結果として損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いします。	共通 保険金をお支払いできない主な場合 をご覧ください。
	5 広告宣伝侵害補償特約	記名被保険者が所有、使用もしくは管理する施設や業務遂行に起因して、保険期間中に、記名被保険者または記名被保険者のために第三者が行った広告宣伝活動による権利侵害※により、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ※広告宣伝活動による権利侵害とは、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、看板によって不特定多数の人に対して、記名被保険者の商品、サービスまたは事業活動に関する情報の提供を行うことに起因する次の侵害行為をいいます。 ・名誉毀損またはプライバシーの侵害 ・著作権の侵害	●事実に反することを認識しながら行った広告宣伝活動に起因する損害賠償責任 ●商標、商号、営業上の表示（他人の商品等の表示として周知なものと同一または類似の商品等の表示を使用すること等により、他人の商品等と混同を生じさせる行為に限ります）等の侵害によって生じた損害賠償責任 ●宣伝価格の誤りによって生じた損害賠償責任 ●記名被保険者の業務が広告、放送（ラジオ放送およびテレビ放送を含みます）または出版である場合に、記名被保険者が行った広告宣伝活動業務に起因する損害賠償責任　など 共通 保険金をお支払いできない主な場合 もご覧ください。
	6 対物リコール費用補償特約	この特約をセットすることにより、基本契約に必ずセットされるリコール費用補償で対象となる事故に対物事故を追加します。	共通 保険金をお支払いできない主な場合 をご覧ください。
	7 使用者賠償責任補償特約	被用者（記名被保険者である事業主・下請負人の従業員、下請負人自身※の方をいいます）が業務上の事由または通勤により被った身体の障害について、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ※下請負人自身については、政府労災の特別加入者に限ります。 （注）政府労災保険等により給付が決定された場合に限ります。	●次の事由により被用者が被った身体の障害（これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体の障害を含みます） ①ご契約者もしくは記名被保険者またはこれらの事業場責任者の故意 ②核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 ●記名被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合、その契約または規定がなければ記名被保険者が負担しない損害賠償金または費用 ●記名被保険者が個人の場合には、住居および生計を共にする親族に対する損害賠償金または費用 ●労働基準法による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金 ●政府労災保険等の給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより、記名被保険者が負担する金額（政府労災保険等の制度に基づく追徴金等の額） ●保険期間終了の日から3年経過後になされた職業性疾病にかかわる損害賠償請求または補償金請求 ●風土病による身体の障害　など 共通 保険金をお支払いできない主な場合 もご覧ください。
	派遣労働者追加補償特約	この特約をセットすることにより、派遣労働者（労働者派遣契約により記名被保険者が受け入れている労働者をいいます。以下同様とします）を被用者に追加し、派遣労働者が業務上の事由または通勤により被った身体の障害について、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 （注）政府労災保険等により給付が決定された場合に限ります。	

		保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
プラスできるオプション補償	8 食中毒・特定感染症利益補償特約	次の①〜③の事由により、営業が休止または阻害されたこと※1によって、減少した営業利益や営業休止中の従業員の給料、地代、家賃等の経常費※2につき、ご契約時に設定した期間（支払期間）中の損害に対して、保険金をお支払いします。 ①営業施設における食中毒または特定感染症※3の発生 ②営業施設で製造、販売もしくは提供した食品が原因となった食中毒の発生 ③営業施設が食中毒または特定感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における行政機関による施設の消毒、隔離その他の処置 （注）①②については保健所に届出のあったものに限られます。 ※1 脅迫、恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為は除きます。 ※2 保険の対象となる経常費（付保経常費）として、保険証券記載の費用に限ります。 ※3「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める1類感染症、2類感染症および3類感染症（指定感染症および新感染症を含みます）をいいます。	共通 保険金をお支払いできない主な場合 をご覧ください。
	9 借用不動産補償特約	記名被保険者が保険証券記載の業務に使用するために借用する建物（居住の用に供するための建物を除きます。以下「借用不動産」といいます）について負担する以下の損害に対して、保険金をお支払いします。 **①賠償責任補償条項** 借用不動産が、記名被保険者の責めに帰すべき偶然な事故により、損壊した場合に、借用不動産についてその貸主（転貸人を含みます）に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 **②修理費用補償条項** 偶然な事故により、記名被保険者の借用不動産に損害が生じた場合において、記名被保険者がその貸主との契約に基づき、自己の費用で修理したときは、その借用不動産を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用に対して、修理費用保険金をお支払いします。ただし、記名被保険者に、法律上の損害賠償責任が生じる場合を除きます。	●差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使による損害（ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます） ●借用不動産の使用もしくは管理を委託された者または記名被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害（ただし、記名被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます） ●借用不動産の欠陥によって生じた損害（ただし、相当の注意をもってしても発見し得なかった場合を除きます） ●借用不動産の自然の消耗、劣化もしくは性質による変色、変質等の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害 ●借用不動産に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷であって、借用不動産の機能に直接関係のない損害 ●不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故によって生じた損害 ●電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害（ただし、借用不動産の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます） ●風、雨、雹（ひょう）もしくは砂塵（さじん）の吹込み・漏入によって生じた損害 **【賠償責任補償条項（固有）】** ●記名被保険者の心神喪失または指図によって生じた損害賠償責任 ●借用不動産の改築、増築、取壊し等の工事によって生じた損害賠償責任（ただし、記名被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます） ●記名被保険者と借用不動産の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ●記名被保険者が借用不動産を貸主に引き渡した後に発見された借用不動産の損壊に起因する損害賠償責任 **【修理費用補償条項（固有）】** ●借用不動産に対する加工（増築、改築または一部取壊しを含む借用不動産の建築をいいます）、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ●壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部の損害 ●玄関、ロビー、廊下、エレベーター、エスカレーター、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借用不動産入居者の共同の利用に供せられるものの損害　など 共通 保険金をお支払いできない主な場合 もご覧ください。

ご契約にあたってお読みいただきたいこと

(1) 対象業種について

タフビズ賠償総合保険は、製造業、販売業、飲食業、建設業、サービス業のお客さまがご加入いただけます。

●建設業のお客さまについては、建設業の売上高割合が全売上高の80%未満の場合にご加入いただけます。80%以上の場合は、タフビズ建設業総合保険をご用意しております。

●ご加入いただけるサービス業は下記のとおりとなります。

- 映画館、劇場
- カルチャースクール（スポーツ関連以外のもの）※1
- クアハウス、浴場
- ゴルフ場、ゴルフ練習場
- 写真館、フォトショップ
- スポーツ施設提供・運営業（ただし、スケート場、アーチェリー場、射撃場は除きます）、カルチャースクール（スポーツ関連のもの）※2
- テニス場、テニス練習場
- ハウスクリーニング
- バッティングセンター
- ビルメンテナンス・清掃業
- 遊園地（有料の施設）
- 遊技場（ゲームセンター、ボウリング・ビリヤード・ダーツ場等）
- 理髪店、美容院、エステティックサロン※3

※1 英会話、料理教室、茶道、華道、着付け教室、和洋裁教室、教養講座等
※2 スイミングスクール、卓球教室、ヨガ教室、エアロビクス等
※3 エステティックサロン等の業務については、次の損害賠償責任は補償されませんので、ご注意ください。
・頭髪の長さ、髪型、髪の傷み等に起因する損害賠償責任　・身体（頭部から足先までの身体全体をいいます）の湿疹、かぶれまたは肌荒れに起因する損害賠償責任　・使用用具の消毒不足等によって発症した感染症その他の疾病に起因する損害賠償責任　・手技により、または化粧品（アロマオイルを含みます）、機器等を使用して行う美顔術、メイクアップ、脱毛、痩身法およびこれらに類似の業務に起因する損害賠償責任　・垢すり、アロマテラピー、ネイルケア（爪の整形、処理、カラーリング、リムーバー、パック、付け爪、角質取り、ハンドマッサージおよびこれらに類似の業務をいいます）、まつげパーマ、アートメイクおよびこれらに類似の行為の遂行に起因する損害賠償責任

◆スカイダイビング、スキューバダイビング、バンジージャンプなど危険な運動に起因する損害賠償責任は補償されませんので、ご注意ください。

●下記の業種のお客さまはご加入いただけません。

- 医薬品製造・販売業
- 運送業、貨物・旅客運送業
- 冠婚葬祭業者
- 金融業
- クリーニング業者
- 広告代理店、放送事業者（ケーブルテレビを含みます）
- 港湾埠頭業者
- 自動車整備業
- 塾
- 情報サービス業者
- 白蟻防除業者
- 新聞販売業者
- 倉庫業者
- 駐車場業者
- パチンコホール、スロット店
- 病院
- 不動産仲介業者、不動産管理業者
- ペットショップ
- ホテル・旅館
- 弁護士、税理士等各種職業向け専門職業人　など

(2) 売上高等について

タフビズ賠償総合保険は年間売上高30億円以下のお客さまがご加入いただけます。

(3) 被保険者（補償の対象となる方）について

この保険の補償を受けられる方は、次のとおりとなります。

基本契約	オプション補償
○記名被保険者（保険証券の被保険者欄に記載の被保険者） ○記名被保険者の業務を遂行する場合に限り、以下の方 ・記名被保険者の役員および使用人（パート、アルバイト、臨時雇は除きます） ・記名被保険者の下請負人	○記名被保険者 （保険証券の被保険者欄に記載の被保険者）

(4) 基本契約の「1事故支払限度額」「1事故自己負担額」の設定について

1事故支払限度額	1事故自己負担額
〈対人事故・対物事故共通〉「5,000万円」「1億円」「2億円」「3億円」「5億円」よりお選びください。 ●P3・4記載の「施設・設備等に起因する事故」、「業務遂行に起因する事故」、「業務の完了（引渡し）後に発生した業務の結果に起因する事故」、「生産物に起因する事故」、「作業を行う対象物に発生した損害」、「建設用工作車に起因する事故」、「生産物が一時的に国外に持ち出された際に発生した事故」およびP8記載の「使用者賠償責任補償特約・派遣労働者追加補償特約」は上記1事故支払限度額と同額で設定されます。	**「なし」「5万円」「10万円」よりお選びください。** （注）「使用者賠償責任補償特約・派遣労働者追加補償特約」については、上記1事故自己負担額の設定にかかわらず、「なし」となります。

(5) 食中毒・特定感染症利益補償特約（オプション）の保険金額の設定について

年間予想営業利益※4、年間予想付保経常費※5をお知らせください。

※4 営業利益とは、営業収益（純売上高）から営業費用（売上原価、一般管理費、販売費）を差し引いた額をいいます。
※5 経常費（営業を継続していくために支出しなければならない費用で、例えば、人件費・不動産賃借料・減価償却費等）のうち、この特約で対象とする経常費をあらかじめ設定いただきます。

●支払期間
「10日」「15日」「20日」「1か月」「2か月」「3か月」よりお選びください。

保険金額の設定例

〔営業利益と付保経常費の予想合計額〕 2,400万円
〔支払期間〕 1か月

保険金額は200万円となります。

$$2{,}400\text{万円} \times \frac{1\text{か月}}{12\text{か月}} = 200\text{万円}$$

ただし、季節変動等を考慮し、2倍まで設定することは可能です（左記例では400万円まで）。

(6) 保険期間（ご契約期間）について

保険期間は、1年間です。

よくあるご質問

Q. 保険期間終了後、保険料の精算が必要ですか?

A. 必要です。精算の流れは以下のとおりとなります。
①ご契約時：保険期間中の「見込売上高」「派遣料金」に基づいて算出した保険料を払込みいただきます。
②保険期間終了後：確定した保険期間中の売上高※に基づいて算出した保険料とご契約時に払込みいただいた保険料の差額を精算します。
（注）借用不動産補償特約は、借用建物の面積に基づいて保険料を算出しますので精算の必要はありません。
※「決算期間等精算特約」をセットすることで、保険期間終了時に把握可能な最近の会計年度の売上高（決算数値）に基づいて精算することができます（詳細については、代理店・扱者または弊社にお問合わせください）。

Q. 保険料の精算を省略できませんか?

A. 「保険料確定特約※」をセットすることで、精算を省略することができます。この特約をセットした場合には、保険期間中の売上高等が減少しても保険料をお戻ししない等、ご契約者にデメリットとなる点もございますのでご注意ください（詳細については、裏表紙をご参照ください）。
※ご契約時に把握可能な最近の会計年度の売上高等（決算数値）に基づいて算出した保険料を払込みいただく契約方式です。

Q. 保険期間の途中で店舗が増えました。追加保険料は必要ですか?

A. 借用不動産補償特約をセットする場合に限り、別に定める特約保険料の払込みが必要となります。

Q. 食料品製造と飲料製造業務を行っています。食料品製造業務のみ加入したいのですが?

A. 加入できます。ただし、次の要件を満たす場合に限ります。
①対象としない業務と対象とする業務に使用する施設が明確に区分できる場合
②対象としない業務と対象とする業務の売上高が明確に区分できる場合
なお、ご契約時に対象としない業務を申込書に明記する必要がありますのでご注意ください。

Q. 学習塾と料理・着付け・和洋裁教室を経営しています。「タフビズ賠償総合保険」に加入できますか?

A. 学習塾の業務については、別途「塾総合保険」の加入が必要となりますので、料理・着付け・和洋裁教室の業務のみのお引受けとなります。この場合、次の要件を満たすことが必要となります。
①学習塾と料理・着付け・和洋裁教室に使用する施設が明確に区分できる場合
②学習塾と料理・着付け・和洋裁教室の売上高が明確に区分できる場合
なお、ご契約時に対象としない業務（学習塾）を申込書に明記する必要がありますのでご注意ください。詳細については、代理店・扱者または弊社にお問合わせください。

Q. 家電量販店を経営しています。預かった修理品を店舗で保管中、誤って棚から落として破損させてしまいました。「タフビズ賠償総合保険」で補償されますか?

A. 補償されません。修理を目的に預かった機器等の損害については補償の対象外となります。別途「受託者賠償責任保険」を契約することで補償の対象とすることができますので、代理店・扱者または弊社にお問合わせください。

Q. リコール実施に伴い、新聞に広告を掲載することになりました。掲載費用は「タフビズ賠償総合保険」で補償されますか?

A. オプション特約である「謝罪広告等費用・事故再発防止費用補償特約」をセットすることにより補償の対象となります（1事故・保険期間中1,000万円限度）。ただし、この保険で補償対象となる事故でかつ、対人・対物事故が発生した場合に限ります（法律上の損害賠償責任の有無を問いません）。なお、基本契約の「リコール費用補償」では対人事故が発生した場合に1事故・保険期間中300万円を限度として補償の対象となりますが、例えば、対人事故が発生し、新聞に広告を掲載したケースなど補償が重複する場合は「謝罪広告等費用・事故再発防止費用補償特約」が優先適用し、謝罪広告等費用・事故再発防止費用補償特約の支払限度額を超えた場合で、かつ「リコール費用補償」の支払対象となる損害が発生した場合は、その超過分につきリコール費用補償のお支払いとなります。

Q. 示談代行はしてくれるのですか?

A. 自動車保険と異なり、「タフビズ賠償総合保険」では、弊社による示談代行は行いません。